

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年3月10日

（工事執行権者）
福島県県北建設事務所長
吉田 伸明

工 事 番 号	第24-41312-0051号
工 事 名	河川（補助）工事（護岸）
質 問 事 項	
<p>【1工区（荒井工区）について】</p> <p>1 鉄道近接区域になっていますが、JRとの協議が必要になるのでしょうか。</p> <p>2 河川協議等による作業時期の規制は発生するのでしょうか。</p> <p>3 仮設工について</p> <p>1) 工事用道路①・②について、現地の状況により設置位置や使用材料等の変更が必要な場合、協議は可能でしょうか。</p> <p>2) 仮締切工・仮設排水管工について、現地の状況により使用材料や設置方法等の変更が必要な場合、協議は可能でしょうか。</p> <p>3) 水替工について、現地の状況により作業時排水から常時排水へ変更が必要な場合、協議は可能でしょうか。</p> <p>4) 立木等の伐採・処理が発生した場合、協議は可能でしょうか。</p> <p>5) 河川の現況流水状況により、瀬替え施工（掘削）が発生した場合、協議は可能でしょうか。</p>	

回 答 事 項

【1工区（荒井工区）について】

- 1 JR東日本とは事前に協議しており、条件は付されておられません。
なお、着工前に施行方法等の詳細について、説明を行うこととしております。
- 2 河川協議等による作業時期の規制はありません。
- 3 仮設工1)～5)について、仮設平面図等に明示した現場条件に変更があった場合には、福島県工事請負契約約款第18条の規定に基づき協議の対象とします。